

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次	ページ
告 示	
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出……………	(農業施設管理課) 10
○土地改良区の定款の変更の認可……………	(農業施設管理課) 10
○土地改良事業計画の変更申請の適否の決定……………	(農業施設管理課) 10
○道営土地改良事業計画の決定……………	(農業施設管理課) 11
○道営土地改良事業変更計画の決定……………	(農業施設管理課) 11
○土地改良事業の施行の同意……………	(農業施設管理課) 11
○土地改良事業の工事の完了の届出……………	(農業施設管理課) 11
○知事権限に係る保安林の指定の予定……………	(治山課) 11
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定……………	(治山課) 11
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定……………	(治山課) 12
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………	(治山課) 12
○森林法による通知に代える公示(3件)……………	(治山課) 12
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る入札の公告……………	13
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	14
道立子ども総合医療・療育センター告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	16
道教育庁十勝教育局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示(2件)……………	16
道公安委員会規則	
○放置違反金に係る納付、督促及び延滞金の徴収並びに滞納処分に関する規則の一部を改正する規則……………	18

告 示

北海道告示第242号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、月形土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。

平成23年4月8日

北海道知事 高 橋 はるみ

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏 名 住 所
就 任	平成23. 3. 27	理 事	山 際 榮 二 樺戸郡月形町字知来乙3589番地 1
同	同	同	皆 川 一 夫 同 月形町11番地の 2
同	同	同	渡 辺 祥 紀 同 月形町字南耕地3622番地 1
同	同	同	後 藤 英 一 同 月形町字雁里 8 番地16
同	同	同	鹿 嶋 春 雄 同 月形町字アッカルシュナイ1863番地14
同	同	同	矢 萩 美 幸 同 月形町1009番地の161
同	同	同	佐 藤 博 次 同 月形町999番地932
同	同	同	山 田 啓 一 同 月形町字札比内1122番地
同	同	監 事	溝 口 智 孝 同 月形町字南耕地1475番地 3
同	同	同	前 田 和 美 同 月形町1010番地の407
退 任	同 23. 3. 26	理 事	山 際 榮 二 同 月形町字知来乙3589番地 1
同	同	同	皆 川 一 夫 同 月形町11番地の 2
同	同	同	渡 辺 祥 紀 同 月形町字南耕地3622番地 1
同	同	同	山 崎 武 同 月形町字枯木番外地
同	同	同	岩 村 和 男 同 月形町字知来乙161番地
同	同	同	鹿 嶋 春 雄 同 月形町字アッカルシュナイ1863番地14
同	同	同	長 瀬 繁 一 同 月形町字札比内1124番地24
同	同	同	佐 藤 博 次 同 月形町999番地932
同	同	同	池 上 一 紀 同 月形町字札比内1272番地の 2
同	同	監 事	溝 口 智 孝 同 月形町字南耕地1475番地 3
同	同	同	前 田 和 美 同 月形町字1010番地の407

北海道告示第243号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、平成23年3月30日、南
美原土地改良区の定款の変更を認可した。

平成23年4月8日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第244号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第1項の
規定により、芦別市土地改良区の行う土地改良(維持管理)事業の土地改良事業計画の変更
の認可の申請を適当と決定した。

その関係書類は、北海道空知総合振興局に備え置いて、平成23年4月12日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成23年4月8日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第245号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業計画を定めた。

その関係書類は、平成23年4月12日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成23年4月8日

北海道知事 高 橋 はるみ

地 区 名	事 業 の 種 類	縦 覧 場 所
国 府	農用地改良保全施設	北海道上川総合振興局
えんべつ	農業用排水施設、区画整理、暗渠排水	北海道留萌振興局
苫 前	区画整理	同
川西中央	農業用排水施設、客土、暗渠排水、区画整理、除礫	北海道十勝総合振興局

北海道告示第246号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道営土地改良（新高倉北地区経営体育成基盤整備〔面的集積型〕（農業用排水施設、客土、暗渠排水、区画整理））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道石狩振興局に備え置いて、平成23年4月12日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成23年4月8日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第247号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、平成23年3月31日、新十津川町の行う土地改良（浦臼第1地区維持管理）事業の施行に同意した。

平成23年4月8日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第248号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、紋別市の行う土地

改良（元西地区災害復旧〔農地〕）事業の工事を平成23年1月17日に完了した旨の届出があった。

平成23年4月8日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第249号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成23年4月8日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所 石狩市厚田区古潭104の23・436の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備
- (3) 指 定 施 業 要 件
ア 立木の伐採の方法
⑦ 主伐は、択伐による。
⑧ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
⑨ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 保安林予定森林の所在場所 日高郡新ひだか町静内神森321の6・321の7・322・323の2・323の3・323の49（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備
- (3) 指 定 施 業 要 件
ア 立木の伐採の方法
⑦ 主伐は、択伐による。
⑧ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
⑨ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係振興局産業振興部林務課並びに石狩市役所及び新ひだか町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第250号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成23年4月8日

北海道知事 高橋 はるみ

1 解除予定保安林の所在場所 河東郡上士幌町字上士幌254の1・254の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 風害の防備

3 解除の理由 農道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝総合振興局産業振興部林務課及び上士幌町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第251号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成23年4月8日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 解除予定保安林の所在場所 斜里郡斜里町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 潮害の防備

(3) 解除の理由 道路用地とするため

2(1) 解除予定保安林の所在場所 斜里郡斜里町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健

(3) 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び斜里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第252号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成23年4月8日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 虻田郡ニセコ町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 釧路市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課並びに釧路市役所及びニセコ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第253号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を浦幌町役場の掲示場に掲示した。その要旨は、平成23年農林水産省告示第498号のとおりである。

平成23年4月8日

北海道知事 高橋 はるみ

所在が不明な者
十勝郡浦幌町字円山1、字常豊255の1、255の2、255の4、256の1所在の森林について所有権を有する 高井 正一

十勝郡浦幌町字常豊255の3所在の森林について所有権を有する 高井 玉栄

所在が不明な者

十勝郡浦幌町字円山1、字常豊255の1、255の2、255の4、256の1所在の森林について所有権を有する 高井 正一

十勝郡浦幌町字常豊255の3所在の森林について所有権を有する 高井 玉栄

北海道告示第254号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定に

よる保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を関係町村役場の掲示場に掲示した。その要旨は、平成23年農林水産省告示第599号のとおりである。

平成23年4月8日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 所在が不明な者
中川郡豊頃町農野牛1520所在の森林について所有権を有する 松本 禎一
中川郡豊頃町農野牛997所在の森林について所有権を有する 中野 真由美
- (2) 掲 示 場 所 豊頃町役場
- 2(1) 所在が不明な者
苫前郡初山別村字初山別285所在の森林について所有権を有する
麻里 悌三、麻里 ミツ、麻里 真三
- (2) 掲 示 場 所 初山別村役場
- 3(1) 所在が不明な者
天塩郡遠別町字共栄433から436まで所在の森林について所有権を有する
門野 新一郎
- (2) 掲 示 場 所 遠別町役場

北海道告示第255号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を奥尻町役場の掲示場に掲示した。その要旨は、平成23年農林水産省告示第600号のとおりである。

平成23年4月8日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 所在が不明な者
- 奥尻郡奥尻町字松江69所在の森林について所有権を有する 古河原 勇
- 奥尻郡奥尻町字松江66所在の森林について所有権を有する 大須田 澄
- 奥尻郡奥尻町字松江65の1所在の森林について所有権を有する 大須田 正治
- 奥尻郡奥尻町字松江72所在の森林について所有権を有する 杉野 加久則
- 奥尻郡奥尻町字奥尻452から454まで所在の森林について所有権を有する 矢部 知一

総合振興局告示及び
振興局告示

北海道空知総合振興局告示第98号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達とは、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成23年4月8日

北海道空知総合振興局長 羽 貝 敏 彦

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達をする物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量
デジタルモノクロ複合機の賃貸借 一式（1台）
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。
- (3) 契 約 期 間 平成23年6月1日から平成28年5月31日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。
- (4) 納 入 場 所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
- 次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成23年北海道告示第7号に規定する物品の賃貸借（複写機）の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (5) 当該調達をする物品等に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申 請 の 時 期 平成23年4月15日から同年5月10日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和25年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日の午前9時から午後5時まで
- イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 068-8558 岩見沢市8条西5丁目
北海道空知総合振興局産業振興部農務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道空知総合振興局産業振興部農務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 岩見沢市8条西5丁目 北海道空知総合振興局5階会議室
(送付による場合は、郵便番号 068-8558 岩見沢市8条西5丁目 北海道空知総合振興局産業振興部農務課)

(2) 入札日時 平成23年5月19日(木) 午後1時30分(送付による場合は、同月18日までに必着)

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期。

(1) 名称及び数量 複写機 20台

(2) 予定時期 平成24年1月頃

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒(宛先を明記したもの)及び重量130グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道空知総合振興局のホームページ(<http://www.sorachi.pref.hokkaido.lg.jp/index.htm>)においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号)第151条第1項の規定により定めた予定価格(1月当たりの単価)の制限の範囲内で最低の価格(1月当たりの単価)をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を

講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(8)及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道空知総合振興局産業振興部農務課

(2) 所在地 郵便番号 068-8558 岩見沢市8条西5丁目
電話番号 0126-20-0080

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be produced :

Lease of a Multi Function Printer/Product/Peripheral 1

B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., May 19, 2011

(If mailed, bids must arrive no later than May 18, 2011)

C Contact : Agricultural Affairs Division, Department of Industrial Promotion, Sorachi General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Nishi 5-chome, 8-jo, Iwamizawa 068-8558 Japan

Phone : 0126-20-0080

北海道オホーツク総合振興局告示第55号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成23年4月8日

北海道オホーツク総合振興局長 武田 準一郎

1 落札に係る物品等の名称及び数量

(1) 複写機賃貸借契約その1

ア 物品等の名称

デジタル複写機(モノクロ)の賃貸借(点検、調整及び消耗品(ステープル針及び用紙を除く。))の供給を含む。)一式(1月当たりの単価及び1枚当たりの単価)

イ 調達台数及び調達予定数量

1台 39,930枚(1月当たり)

(2) 複写機賃貸借契約その2

ア 物品等の名称

デジタル複写機(モノクロ)の賃貸借(点検、調整及び消耗品(ステープル針及び用紙を除く。))の供給を含む。)一式(1月当たりの単価及び1枚当たりの単価)

イ 調達台数及び調達予定数量

1台 45,890枚(1月当たり)

(3) 複写機賃貸借契約その3

ア 物品等の名称

デジタル複写機（モノクロ）の賃貸借（点検、調整及び消耗品（ステープル針及び用紙を除く。）の供給を含む。）一式（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）

イ 調達台数及び調達予定数量

1台 15,800枚（1月当たり）

(4) 複写機賃貸借契約その4

ア 物品等の名称

デジタル複写機（モノクロ）の賃貸借（点検、調整及び消耗品（ステープル針及び用紙を除く。）の供給を含む。）一式（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）

イ 調達台数及び調達予定数量

1台 8,160枚（1月当たり）

(5) 複写機賃貸借契約その5

ア 物品等の名称

デジタル複写機（モノクロ）の賃貸借（点検、調整及び消耗品（ステープル針及び用紙を除く。）の供給を含む。）一式（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）

イ 調達台数及び調達予定数量

1台 3,050枚（1月当たり）

2 落札者を決定した日

平成23年3月7日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 1の(1)

ア 氏名 フロンティア株式会社

イ 住所 斜里郡斜里町港町7番地9

(2) 1の(2)

ア 氏名 株式会社タカノ商事

イ 住所 北見市常盤町6丁目8番地9

(3) 1の(3)

ア 氏名 株式会社岩崎

イ 住所 札幌市中央区北4条東2丁目1番地

(4) 1の(4)及び(5)

ア 氏名 株式会社小柳中央堂

イ 住所 北見市卸町1丁目5番地1

4 落札金額

(1) 複写機賃貸借契約その1

基本料金 1,800円

複写料金 2,000枚まで 2.70円
2,001枚から 5,000枚まで 2.50円
5,001枚から20,000枚まで 2.35円
20,001枚から50,000枚まで 2.00円
50,001枚以上 1.80円

(2) 複写機賃貸借契約その2

基本料金 20,000円

複写料金 2,000枚まで 3.00円
2,001枚から 5,000枚まで 2.70円
5,001枚から20,000枚まで 2.40円
20,001枚から50,000枚まで 2.35円
50,001枚以上 2.30円

(3) 複写機賃貸借契約その3

基本料金 21,600円

複写料金 2,000枚まで 2.70円
2,001枚から 5,000枚まで 2.70円
5,001枚から20,000枚まで 2.40円
20,001枚以上 2.35円

(4) 複写機賃貸借契約その4

基本料金 18,900円

複写料金 2,000枚まで 1.50円
2,001枚から 5,000枚まで 1.50円
5,001枚以上 1.50円

(5) 複写機賃貸借契約その5

基本料金 18,900円

複写料金 2,000枚まで 1.50円
2,001枚から 5,000枚まで 1.50円
5,001枚以上 1.50円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成23年1月25日付け北海道オホーツク総合振興局告示第4号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道オホーツク総合振興局地域政策部総務課

(2) 所在地 網走市北7条西3丁目	
道立子ども総合医療・療育センター告示	
北海道立子ども総合医療・療育センター告示第40号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成23年4月8日 北海道立子ども総合医療・療育センター長 工 藤 亨 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 平成23年度北海道立子ども総合医療・療育センター庁舎清掃業務 一式 2 落札を決定した日 平成23年3月24日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社東洋建物興業 (2) 住 所 札幌市中央区北6条西22丁目2番7号 4 落札金額 53,551,260円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成23年2月8日付け北海道立子ども総合医療・療育センター告示第3号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道立子ども総合医療・療育センター企画総務課 (2) 所在地 札幌市手稲区金山1条1丁目240番6	
道教育庁十勝教育局告示	
北海道教育庁十勝教育局告示第23号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成23年4月8日 北海道教育庁十勝教育局長 秋 山 雅 行 1 調達をする物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量 (1) 灯油その1（帯広三条・養護・盲） 32,000リットル (2) 灯油その2（帯広柏葉高校） 22,000リットル	
(3) 灯油その3（帯広緑陽高校） 8,000リットル (4) 灯油その4（帯広工業高校） 11,000リットル (5) 灯油その5（帯広農業高校） 82,000リットル (6) 灯油その6（音更高校） 22,000リットル (7) 灯油その7（上士幌高校） 8,000リットル (8) 灯油その8（鹿追高校） 8,000リットル (9) 灯油その9（更別農業高校） 22,000リットル (10) 灯油その12（中札内高等養護学校） 4,000リットル (11) 灯油その13（幕別高校） 7,000リットル (12) 灯油その14（池田高校） 14,000リットル (13) 灯油その15（本別高校） 10,000リットル (14) 灯油その16（足寄高校） 6,000リットル (15) 灯油その17（新得高校） 8,000リットル (16) 灯油その18（清水高校） 22,000リットル (17) 灯油その19（芽室高校） 10,000リットル 2 落札を決定した日 平成23年3月24日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 1の(1)及び(4) ア 住 所 札幌市中央区北1条東3丁目3番地 イ 氏 名 北海道エネルギー株式会社 (2) 1の(2)、(3)及び(17) ア 住 所 帯広市東5条南21丁目1番地9 イ 氏 名 株式会社晃陽燃料 (3) 1の(5) ア 住 所 帯広市川西町西2線61番地 イ 氏 名 株式会社J Aサービス帯広かわにし (4) 1の(6) ア 住 所 帯広市大通南20丁目20番地 イ 氏 名 北協石油株式会社 (5) 1の(7)、(10)、(13)及び(14) ア 住 所 室蘭市入江町1番地19 イ 氏 名 栗林石油株式会社 (6) 1の(8)及び(15) ア 住 所 上川郡新得町栄町2番地	

- イ 氏 名 日晃産業株式会社
- (7) 1の(9)
- ア 住 所 河西郡更別村更別南1線91番地
- イ 氏 名 有限会社増田商店
- (8) 1の(11)及び(12)
- ア 住 所 中川郡幕別町錦町42番地
- イ 氏 名 有限会社笹井金物店
- (9) 1の(16)
- ア 住 所 上川郡清水町南1条1丁目5番地
- イ 氏 名 シミックス株式会社
- 4 落札金額
- (1) 77円40銭
- (2) 77円50銭
- (3) 77円50銭
- (4) 77円40銭
- (5) 77円60銭
- (6) 81円
- (7) 77円90銭
- (8) 81円
- (9) 82円
- (10) 79円50銭
- (11) 79円70銭
- (12) 79円70銭
- (13) 77円90銭
- (14) 84円
- (15) 80円
- (16) 82円
- (17) 79円80銭
- 5 契約の相手方を決定した手続
- 一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
- 平成23年2月8日付け北海道教育庁十勝教育局告示第1号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 帯広市東3条南3丁目

北海道教育庁十勝教育局告示第24号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成23年4月8日

北海道教育庁十勝教育局長 秋 山 雅 行

1 調達をする物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量

- | | |
|-------------------------|-------------|
| (1) A重油その1（帯広柏葉高校） | 66,000リットル |
| (2) A重油その2（帯広三条高校） | 50,000リットル |
| (3) A重油その3（帯広緑陽高校） | 49,000リットル |
| (4) A重油その4（帯広工業高校） | 73,000リットル |
| (5) A重油その5（帯広農業高校） | 117,000リットル |
| (6) A重油その6（帯広養護学校） | 70,000リットル |
| (7) A重油その7（帯広盲学校） | 110,000リットル |
| (8) A重油その8（音更高校） | 48,000リットル |
| (9) A重油その9（上士幌高校） | 16,000リットル |
| (10) A重油その10（鹿追高校） | 16,000リットル |
| (11) A重油その11（芽室高校） | 24,000リットル |
| (12) A重油その12（清水高校） | 47,000リットル |
| (13) A重油その13（新得高校） | 23,000リットル |
| (14) A重油その14（更別農業高校） | 33,000リットル |
| (15) A重油その16（大樹高校） | 25,000リットル |
| (16) A重油その17（中札内高等養護学校） | 161,000リットル |
| (17) A重油その18（幕別高校） | 20,000リットル |
| (18) A重油その19（本別高校） | 38,000リットル |
| (19) A重油その20（池田高校） | 22,000リットル |
| (20) A重油その21（足寄高校） | 22,000リットル |

2 落札を決定した日

平成23年3月24日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 1の(1)から(4)まで、(7)、(11)、(17)、(18)及び(20)

ア 氏 名 株式会社J Aサービス帯広かわにし

イ 住 所 帯広市川西町西2線61番地

- (2) 1の(5)、(6)、(8)、(12)及び(16)

ア 氏 名 北海道エネルギー株式会社

イ 住 所 札幌市中央区北1条東3丁目3番地

- (3) 1の(9)、(14)及び(15)

ア 氏 名 株式会社晃陽燃料 イ 住 所 帯広市東5条南21丁目1番地9 (4) 1の(10)及び(13) ア 氏 名 日晃産業株式会社 イ 住 所 上川郡新得町栄町2番地 (5) 1の(19) ア 氏 名 三洋興熱株式会社 イ 住 所 帯広市西8条南7丁目1番地 4 落札金額 (1) 76円50銭 (2) 76円50銭 (3) 76円50銭 (4) 76円50銭 (5) 76円40銭 (6) 76円40銭 (7) 76円50銭 (8) 77円80銭 (9) 82円80銭 (10) 80円 (11) 77円50銭 (12) 77円40銭 (13) 80円 (14) 90円 (15) 85円 (16) 76円40銭 (17) 77円50銭 (18) 77円50銭 (19) 81円 (20) 77円50銭 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成23年2月8日付け北海道教育庁十勝教育局告示第2号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室	(2) 所在地 帯広市東3条南3丁目 道 公 安 委 員 会 規 則 放置違反金に係る納付、督促及び延滞金の徴収並びに滞納処分に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成23年4月8日 北海道公安委員会委員長 佐々木 亮 子 北海道公安委員会規則第6号 放置違反金に係る納付、督促及び延滞金の徴収並びに滞納処分に関する規則の一部を改正する規則 放置違反金に係る納付、督促及び延滞金の徴収並びに滞納処分に関する規則（平成18年北海道公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。 題名中「納付」を「納付命令」に改める。 第1条中「同条第13項」の次に「の規定」を、「同条第14項」の次に「の規定」を加える。 第2条の見出しを「（放置違反金の納付命令）」に改め、同条第1項中「納付を」を「納付の」に、「する場合」を「をする場合」に改め、同条第2項中「期限は」を「期限（以下「納付期限」という。）は」に改め、「する日」の次に「の翌日」を加え、「納付の期限」を「納付期限」に改める。 第3条第2項中「から」の次に「起算して」を加える。 第4条中「による」を「の規定により」に改める。 第5条中「第51条の4第17項」を「第51条の4第16項」に、「による」を「その他特別の事情により」に、「放置違反金納付命令取消通知書（甲）」を「放置違反金納付命令取消通知書」に改め、「ただし、」を削り、「放置違反金納付命令取消（兼）還付通知書（甲）」を「放置違反金納付命令取消（兼）還付通知書」に改め、同条第2項を削る。 第6条第1項中「納付の期限」を「納付期限」に、「別記第10号様式」を「別記第8号様式」に改め、「納付すべき期限」の次に「（以下「指定納付期限」という。）」を加え、同条第2項中「前項の規定による督促状によって指定する期限」を「指定納付期限」に改め、「発する日」の次に「の翌日」を加える。 第7条第1項中「した場合において」を「受けた者が指定納付期限までに放置違反金を完納しない場合」に、「納付の期限」を「指定納付期限」に、「日数」を「期間の日数」に改め、「その金額に」を削り、「年10.75パーセント」を「年14.5パーセント」に改め、「金額に相当する」を削り、同項に次のただし書を加える。 ただし、延滞金の額が1,000円未満であるときはその金額、延滞金の額に100円未満の端数があるときはその端数金額は、徴収しない。
--	--

第7条第2項を次のように改める。

2 前項の規定により延滞金の額を計算する場合において、放置違反金の額の一部が納付されているときは、その納付の日の翌日以後の期間に係る放置違反金の額は、その納付された額を控除した金額とする。

第8条中「放置違反金の」及び「（以下「納付義務者」という。）」を削り、同条第2号中「納付義務者」を「納付命令を受けた者」に改める。

第9条第1項中「第7条」を「第6条」に、「納付すべき期限」を「指定納付期限」に改め、「督促状の指定期限後100日目までに」を削り、同条第2項中「から」の次に「公安委員会が」を加え、同条第3項中「において」を削り、「別記第11号様式」を「別記第9号様式」に改める。

別記第1号様式中「放置違反金 金 円」を「放置違反金 円」に、「道路交通法第 条第 項違反」を「道路交通法 違反」に、「会計課」を「会計課（係）」に、「場合、」を「場合は、」に、「納付の期限」を「納付期限」に、「弁明の内容が認められない等の」を「弁明が認められない」に改め、「〒」及び「電話」を削る。

別記第2号様式中

「 金 円 の放置違反金の納付命令 」を
「 の放置違反金の納付命令 」に、
「道路交通法第 条第 項違反」を「道路交通法第 違反」に、「係担当）」を「係）」に改め、「〒」及び「電話」を削る。

別記第3号様式から別記第9号様式を次のように改める。

別記第3号様式（第4条関係）

（表）

第 年 月 日
仮納付金返還通知書
様
公安委員会

あなたから放置違反金に相当する金額の仮納付があった「放置違反金の納付命令に関する件（第 号）」については、下記の理由により、納付命令をしないこととしたので、道路交通法第51条の4第12項の規定により通知します。また、あなたから仮納付のあった下記の金額を返還しますので、同封の「仮納付金返還申出書」を、裏面の仮納付金返還申出書記載要領に従って記入し、返信用封筒で早急に返送してください。

記

理 由	
金 額	円

※ 裏面を必ずご覧下さい。

注 規格は、A列4番縦長とする。

（裏）

仮納付金返還申出書記載要領
住所、氏名、電話番号を記入し、押印の上、A又はBの受領方法のいずれか一つを選択し、番号を○で囲んでください。
1 口座振り込みを希望する方・・・【Aを○で囲まれた方】

下記の事項を記載してください。

- (1) 振込先金融機関店舗名、預金種別（普通預金又は当座預金を指定してください。）、口座番号
- (2) ゆうちょ銀行への振込みを希望する場合は、店名および店番号を記入してください。
- (3) 申出人と口座の名義人が異なる場合は、同封の委任状に記載の上、申出書とともに返送してください。

なお、手続を済ませ次第「支払通知書」をお送りしますが、あなたの指定した金融機関店舗に振込ができないときは、下記2の方法による支払をする場合がありますから、そのときは、2の方法によりお受け取りください。

2 銀行又は郵便局での払い渡しを希望する方・・・【Bを○で囲まれた方】

- (1) あなたの希望した銀行又は郵便局を受取場所にした「送金通知書」をお送りしますので、受領後、記載されている払渡銀行又は郵便局で、受取可能期間を確認の上、お受け取りください。
- (2) 受け取りには、受領した送金通知書、印鑑及び身分証明を持参してください。

※ 「送金通知書」は、書留郵便で送付されます。

照 会 先

別記第4号様式（第4条関係）

仮 納 付 金 返 還 申 出 書

様

年 月 日

〒

住 所

電 話

氏 名

印

金 額

円

番 号

第

号

A

（

口

座

振

込

希

望

）

上記の金額について、下記の私名義の口座に振込みの取扱いをされたく申出します。

記

1 振込先金融機関店舗名 (銀行・郵便局) 支店

預金種別・口座番号 (普通・当座)

2 店名・店番号（ゆうちょ銀行の場合）

3 振込口座名（カタカナ）

B

（

払

い

渡

し

希

望

）

上記の金額について、私の希望する銀行又は郵便局での受取りの取扱いをされたく申出します。

記

希望受取先金融機関店舗名 (銀行・郵便局) 支店

※ 住所は、郵便物が届くように詳しく記載し、電話番号は、携帯電話等昼間に連絡がとれる番号を記載してください。

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第5号様式（第5条関係）

第

年

月

号

日

放置違反金納付命令取消通知書

放置違反金納付命令取消（兼）還付通知書

様

公安委員会

あなたに対する放置違反金納付命令（第 号）については、下記の理由により取り消しましたので通知します。また、あなたから納付されている下記の金額を還付しますので、同封の「放置違反金還付申出書」を、裏面の放置違反金還付申出書記載要領に従って記入し、返信用封筒で早急に返送してください。

記

理 由	
金 額	円

※ 裏面を必ずご覧下さい。

注 規格は、A列4番縦長とする。

（裏）

様

公安委員会

あなたに対する放置違反金納付命令（第 号）については、下記の理由により取り消しましたので通知します。

記

理 由	
金 額	円

照 会 先

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第6号様式（第5条関係）

（表）

第 号

放置違反金還付申出書記載要領

住所、氏名、電話番号を記入し、押印の上、A又はBの受領方法のいずれか一つを選択し、番号を○で囲んでください。

1 口座振り込みを希望する方・・・【Aを○で囲まれた方】

下記の事項を記載してください。

- (1) 振込先金融機関店舗名、預金種別（普通預金又は当座預金を指定してください。）、口座番号
- (2) ゆうちょ銀行への振込みを希望する場合は、店名および店番号を記入してください。
- (3) 申出人と口座の名義人が異なる場合は、同封の委任状に記載の上、申出書とともに返送してください。

なお、手続を済ませ次第「支払通知書」をお送りしますが、あなたの指定した金融機関店舗に振込ができないときは、下記2の方法による支払をする場合がありますから、そのときは、2の方法によりお受け取りください。

2 銀行又は郵便局での払い渡しを希望する方・・・【Bを○で囲まれた方】

- (1) あなたの希望した銀行又は郵便局を受取場所にした「送金通知書」をお送りしますので、受領後、記載されている払渡銀行又は郵便局で、受取可能期間を確認の上、お受け取りください。
- (2) 受け取りには、受領した送金通知書、印鑑及び身分証明を持参してください。

※ 「送金通知書」は、書留郵便で送付されます。

照 会 先

放 置 違 反 金 還 付 申 出 書

様

年 月 日

〒
住 所
電 話
氏 名 印

金 額	円	番 号	第	号
-----	---	-----	---	---

A (口座振込希望)	上記の金額について、下記の私名義の口座に振込みの取扱いをされたく申出します。
	記
	1 振込先金融機関店舗名 _____ (銀行・郵便局) _____ 支店 _____
	預金種別・口座番号 (普通・当座) _____
	2 店名・店番号 (ゆうちょ銀行の場合) _____
	3 振込口座名 (カタカナ) _____

B (払い渡し希望)	上記の金額について、私の希望する銀行又は郵便局での受取りの取扱いをされたく申出します。
	記
	希望受取先金融機関店舗名 _____ (銀行・郵便局) _____ 支店 _____

※ 住所は、郵便物が届くように詳しく記載し、電話番号は、携帯電話等昼間に連絡がとれる番号を記載してください。

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第7号様式（第5条関係）

平成23年4月8日（金曜日）

北 海 道 公 報

第2270号 22

別記第 8 号様式（第 6 条関係）

（表）

第
年 月 日

督促状

様

公安委員会

あなたに対して道路交通法第51条の4第4項の規定により納付を命令した放置違反金は、納付期限を経過しても未だ納付されていませんので、同条第13項の規定により督促します。

下記の指定納付期限までに、同封の「納入通知書及び領収証書」により納付してください。

指定納付期限までに完納されないときは、地方税の滞納処分の例により、あなたの財産を差し押さえることとなります。

なお、完納された後、この督促状が届いた場合は、行き違いですので御了承願います。

記

年度	違反番号	放置違反金	延滞金
第	号	円	要す

違反の内容
（納付命令の理由）

あなたが使用する車両が、次のとおり、放置車両と認められたこと。

○ 違反日時
年 月 日 時 分 ころ

○ 違反場所
付近道路

○ 違反車両番号

○ 違反態様
道路交通法 違反

指定納付期限	年 月 日
納入場所	○ 北海道指定金融機関及び北海道収納代理金融機関 ○ 北海道内各郵便局 ○ 北海道警察本部、各方面本部及び全道各警察署の会計課（係）

1 この処分に対する不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道公安委員会に対し書面をもって異議申立て（方面公安委員会の行った処分については審査請求）をすることができます。

なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日から1年を経過すると不服申立てをすることができなくなります。

2 この処分に対する取消訴訟を提起する場合には、この処分があったことを知った日（上記の異議申立て又は審査請求をしたときは、当該異議申立てに対する決定又は審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は北海道公安委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又は地方裁判所）に処分の取消しを求める訴えを提起することができます。

なお、処分、決定又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分、決定又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

※ 裏面を必ずご覧下さい。

注 規格は、A列4番縦長とする。

（裏）

納付に関するお知らせ

1 放置違反金を納付しない場合は、法令の規定により、車検拒否の対象となります。

2 放置違反金は、必ず指定納付期限までに納付してください。ただし、指定納付期限が、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月31日から翌年の1月3日までの日（休日を除く。）に当たる場合は、これらの日の前日を納付の期限とします。

取扱いができる時間は、北海道警察本部、各方面本部及び全道各警察署の会計課（係）にあっては平日の午前8時45分から午後5時30分まで、その他金融機関にあっては当該金融機関が取扱いできる時間となります。

3 先に送付しました納入通知書及び領収証書は使用せず、今回同封した納入通知書及び領収証書により、納入場所のいずれかの窓口でお納めください（納入通知書及び領収証書の納入期限は、当初の期限となっていますが、金融機関等で納付することができます。）。

なお、納付した場合には、納入通知書及び領収証書が当該放置違反金を納付したことを証する書面になりますので、大切に保管の上、車検拒否を受けた場合に提示してください。

4 記載されている納入場所に納付できない場合には、現金書留に納入通知書及び放置違反金を同封し、あなたを送り主として、下記の照会先に送付願います。

5 本状の指定納付期限の翌日から起算して、納付をした日までの日数に応じ、延滞金が徴収されます。詳しくは下記「延滞金の算出について」をご覧ください。

延滞金の算出について

北海道における延滞金の算出方法及び端数の考え方については、下記のとおりです。

1 延滞金の算出方法

$$\boxed{\text{放置違反金の額}} \times \boxed{14.5\%} \div \boxed{365} \times \boxed{\text{滞納日数}} = \boxed{\text{延滞金}}$$

(1) (2) (3) (4)

- (1) 放置違反金の額は、表面の放置違反金欄に記載している額
- (2) 14.5%は、延滞金の年率
- (3) 365は、1年間の日数
- (4) 滞納日数は、督促状による指定納付期限の翌日から起算して、放置違反金を納付した日までの日数

※ 算出した延滞金の額が1,000円未満の場合は、支払いの必要はありません。

2 端数の考え方

100円未満の端数は、切捨てになります。

(例) 延滞金算出の結果1,099円となった場合、99円は切り捨てられ、延滞金の額は、1,000円となります。

照 会 先

別記第9号様式（第9条関係）

(表)

写真貼付欄	第 号 滞納処分執行者証票 所 属 官 職 氏 名 年 月 日生 年 月 日交付 公安委員会 印
--	--

55.0

← 90.0 →

(裏)

この証票は、道路交通法第51条の4第14項、第51条の5第1項及び第2項の規定による放置違反金等の滞納処分に関し、質問、検査若しくは搜索又は差押えを行う執行者であることを証明する。

備考 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の放置違反金に係る納付命令、督促及び延滞金の徴収並びに滞納処分に関する規則第7条の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に発せられる納付命令に係る放置違反金を完納しない場合に徴収する延滞金の額の計算について適用し、施行日前に発せられた納付命令に係る放置違反金を完納しない場合に徴収する延滞金の額の計算については、なお従前の例による。